

回 覧 平成29年11月1日(三股町)代表 ☎ 52-1111

.
.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう



【分類】	【No.】	【内容】
＜お知らせ＞	表紙 ◆	12月3日(日)に町内一斉清掃を実施します
	1 ◆	新燃岳の降灰処理の方法 ◆新燃岳噴火に伴う事前・事後対策をお願いします
	2 ◆	イヌやネコはルールを守って飼いましょう
	3 ◆	「第3回みまた ☎ 霧島パノラマまらそん」を開催します
	4 ◆	「第3回みまた ☎ 霧島パノラマまらそん」ボランティアスタッフを募集します ◆裁判所の不動産競売をご存知ですか？ ◆「第29回 都城市民登山大会」は中止します
＜保健と福祉＞	5 ◆	平成30年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります
	6 ◆	11月は児童虐待防止月間です
＜保健と福祉＞	7 ◆	「ねんきんネット」でいつでも自分の年金を確認できます
	7・8 ◆	高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します
＜講座・教室＞	9 ◆	話の聴き方講座(傾聴講座)の受講者を募集します ◆クリスマスのインテリアにいかがですか？ 「ハーバリウム教室」の受講生を募集します
＜農林畜産業関連＞	10 ◆	ブロックローテーション継続のお願い
＜相談＞	◆	「おもちゃ病院三股」を開設します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



お知らせ

◆ 12月3日(日)に町内一斉清掃を実施します

町内の一斉清掃を次の日程で実施します。快適な生活環境づくりのために、家庭周辺の清掃を各自治公民館や各支部などで実施してください。

町内一斉清掃日：12月3日(日)

- 搬入場所：町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)
- 搬入時間：午前7時30分～9時

※時間厳守をお願いします。ただし、やむを得ず時間に間に合わなかった場合は、町一般廃棄物最終処分場までご連絡ください。

☆町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた) ☎：52-5424

＜搬入できるごみ＞

- ・清掃による不燃物、草、剪定くず、側溝の泥や火山灰
- ☆処分場に直接搬入してください(町役場での回収は行いません)。
- ☆ごみは、それぞれ分別して搬入してください。
- ☆草、剪定くず、側溝の泥や火山灰は袋に入れずに持ち込むか、処分場で袋から出して下さい。
- ☆処分場内では係員の指示に従ってください。



※お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ⑨番窓口)
☎：52-9082(直通)をお願いします。

◆ 新燃岳の降灰処理の方法

新燃岳では、活発な噴火活動が続いています。今後の風向きによっては、本町への降灰も予想されますので、降灰があった場合の処理方法を事前にお知らせします。

・家庭内の降灰は、「三股町の指定ごみ袋（小）」または「市販のごみ袋」に入れて、**一時自宅敷地内での保管をお願いします。**

※「市販のごみ袋」については、指定ごみ袋（小）と同程度の大きさと、破れにくい素材のものか、ごみ袋を二重にして使用してください。

降灰の収集日や回収場所などの詳しい内容は、実際に降灰を処理するときに、あらためて広報紙などでお知らせします。

<火山灰の掃除方法>

- ・火山灰は、絶対に排水溝や雨水管へ流し込まないでください。
※ 排水溝や排水管がつまり、下水処理施設を傷めるおそれがあります。
- ・除灰作業には、なるべく水をかけない。
※ 灰が取りづらく、排水溝や排水管が詰まる恐れがあるため。

※お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係（2階 ⑨番窓口）
☎：52-9082（直通）をお願いします。

農家の皆さんへ

◆ 新燃岳噴火に伴う事前・事後対策をお願いします

10月11日、新燃岳の噴火が確認されました。降灰状況によっては、日照不足、作物への灰の付着、施設の破損、ほ場（田畑や農園など）の土壌変化（酸性化）などの被害が予想されます。火山情報などを随時確認しながら、対策をお願いします。

また、例に挙げた降灰による被害があった場合は、降灰被害対策で国への要望などを行います。その場合、ほ場（または施設）全体、灰がかぶった作物の状態などの写真が必要になります。町職員が撮影しますので、被害を確認したら、除去作業を行う前に農政企画係までご連絡ください。よろしくをお願いします。

- ・気象庁ホームページ
「新燃岳降灰予想」
http://www.jma.go.jp/jp/ashfall/scheduled_551.html

「動力噴霧器」を貸し出しますので、降灰除去にご利用ください

灰の付着による農作物の洗浄やハウスの洗浄に、町自衛防疫推進協議会が所有する「動力噴霧器」の貸し出しを行います。

降灰除去での利用を希望する農家の人は農業振興課 畜産振興係までご連絡ください。ただし、数に限りがありますので、希望者多数の場合は使用日数の制限などへの協力をお願いすることになります。あらかじめご了承ください。

- ・動力噴霧器貸し出しの問い合わせ
農業振興課 畜産振興係 ☎：52-9088

※お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）
☎：52-9084をお願いします。

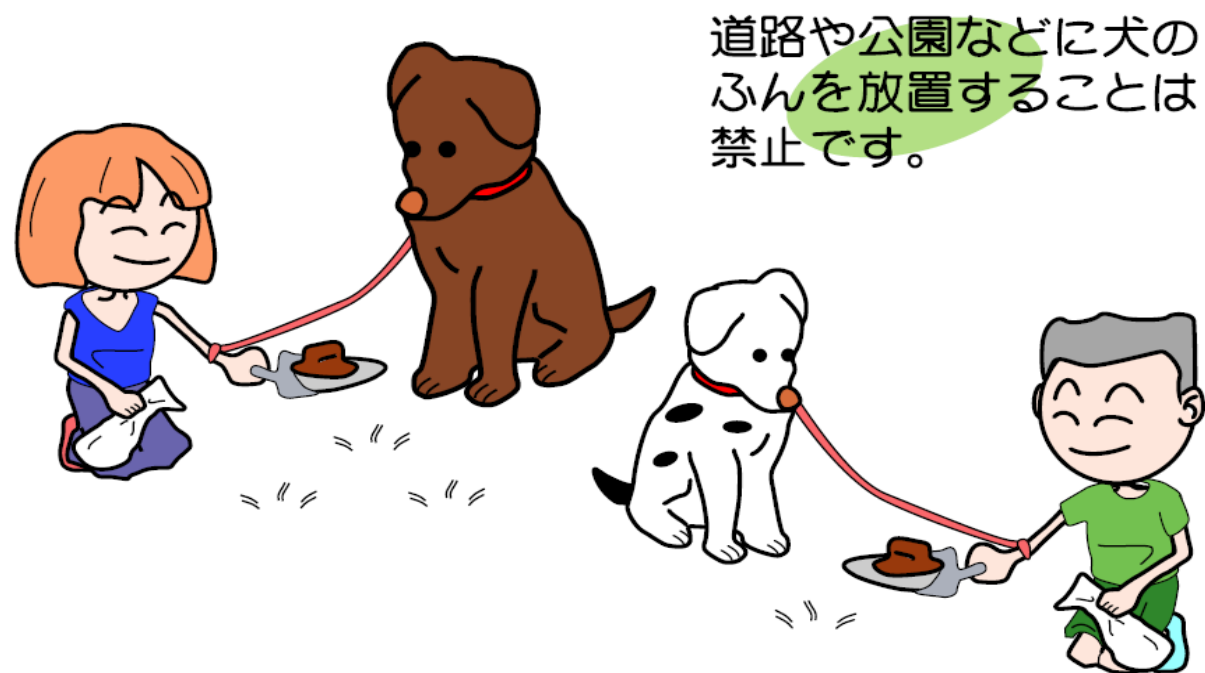
◆ イヌやネコはルールを守って飼いましょう

最近、イヌやネコなどのペットの**ふんや無駄吠えなどの苦情や相談**が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

《イヌの飼い主の皆さんへ》

イヌのふんは飼い主の責任で

持ち帰りましょう！



道路や公園などにそのまま放置されているイヌのふんがあれば、大変迷惑で不快な思いをします。またイヌのふんは寄生虫の卵や、さまざまなばい菌を持っていることがあります、大変不衛生です。

- 運動や散歩のときは、ふんを持ち帰るために、ビニール袋、スコップ、トイレトペーパーなどをいつも持ち歩きましょう。
- イヌ小屋とその周りは常に清掃しておきましょう。

※夜中や早朝などにイヌを放す人が増えています。自宅や散歩中にイヌを放す行為は、非常に危険で、多くの人に迷惑を掛けることになります。飼い主として、また、愛犬家として絶対にやめましょう！

《ネコの飼い方のお願い》

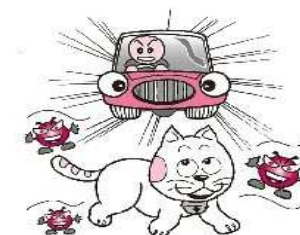
①ネコは**室内**で飼うように努めましょう！



②飼いネコには**首輪・名札**を付けましょう！



❗ 屋外は、**病気の感染**や**交通事故**などの危険がいっぱい！



❗ 他人の家の庭で**ふん**をしたり、**花壇**を荒らしたり、**車の上**に乗って傷を付けるなど、**ご近所の迷惑**にもなります！



また、野良ネコに餌を与えるだけで、その後の管理をしない**無責任な行為**は、結果的に野良ネコを増やすこととなります。近所迷惑であるだけでなく、**交通事故、病気や虐待**などで死亡する**不幸なネコ**を増やしてしまうこととなります。

飼い主は、人と動物がうまく暮らしていくためにも、飼育する動物が人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることがないように責任を持って飼いましょう。

※お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係（2階 ⑩番窓口）
☎：52-9082（直通）をお願いします。



◆「第3回みまた霧島パノラママラソン」を開催します

今年1月に第2回目を開催し、好評を博した「みまたん霧島パノラママラソン」を次のとおり開催します。雄大な霧島連山を眺め、自然を感じながら三股路を駆け抜けてみませんか。

これまで同様、子どもも大人も気軽に参加できて、心温まる大会を目指しています。また、たくさんの参加賞と景品が当たる抽選会も用意しています。家族や友人、会社やグループの仲間を誘ってご参加ください。

※大会当日は、町内各所で大規模な交通規制を行います。地域住民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、広報紙などで随時説明しますのでご理解とご協力をお願いします。

■期 日 = 平成30年 1月28日(日) ※雨天決行

■場 所 = 町立文化会館前(スタート・ゴール)

■種 目 =

	種 目	参加料	スタート時間	定 員
ハーフ	一般男子・女子	4,000円	午前 9時10分	1,000人
	障がい者男子・女子			
2km	小学生男子・女子	1,000円	午前 9時15分	300人
	小学生障がい者男子・女子			
	ファミリー (小学生以下と保護者)			
3km	一般男子・女子	3,000円	午前 9時25分	300人
	障がい者男子・女子	1,000円		
	中学生男子・女子 中学生障がい者男子・女子			
5km	一般男子・女子	3,000円	午前 9時34分	300人
	障がい者男子・女子			
	中学生男子・女子 中学生障がい者男子・女子			



■申込方法 =

・インターネットで申し込む

ランネット → <http://runnet.jp/>

スポーツエントリー → <https://www.sportsentry.ne.jp/>

・郵便振替で申し込む

専用用紙に記入した後、郵便局で参加料をお振り込みください。専用用紙以外の振り込みは受け付けできません。

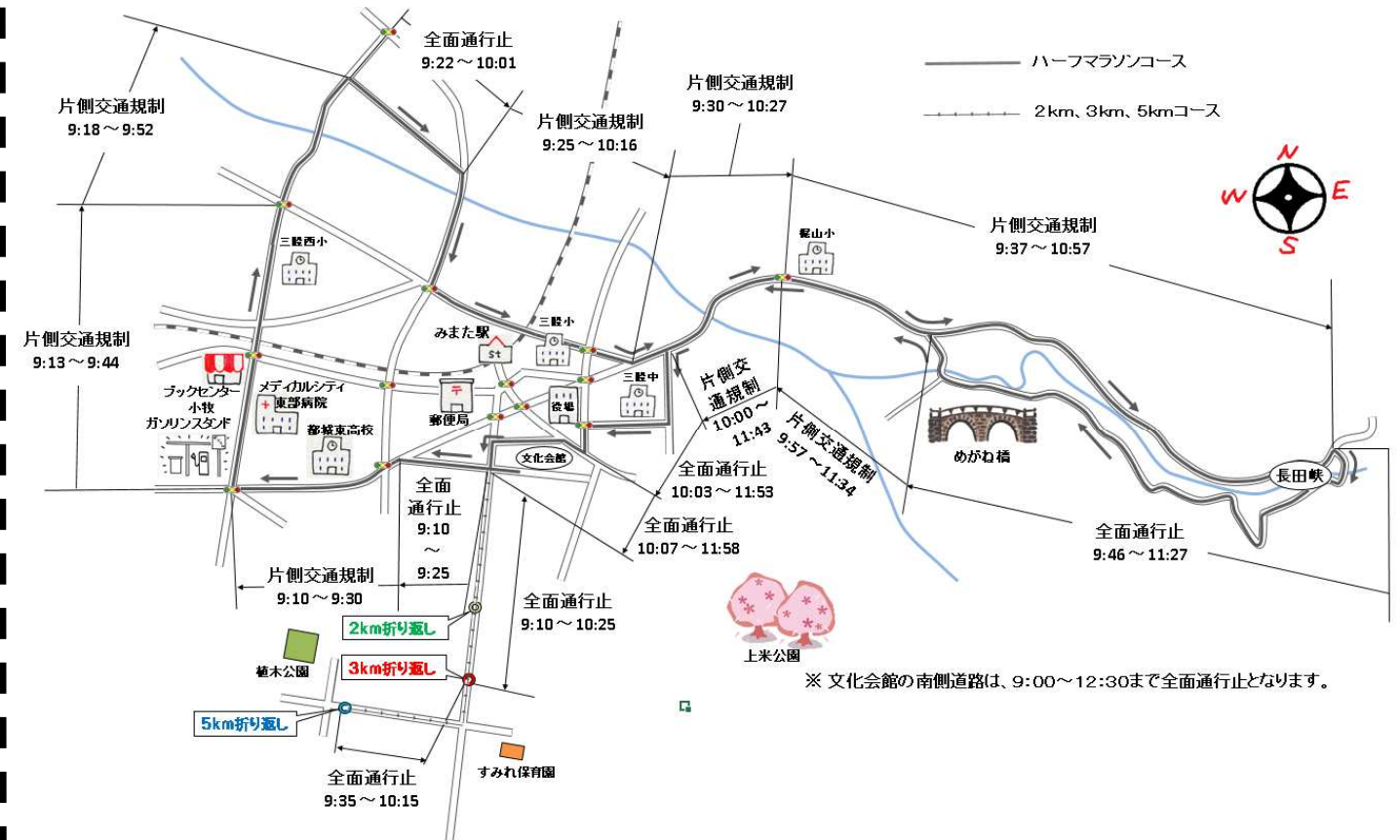
※申し込み後の参加取り消し、参加料の払い戻しはできません。種目変更は可能ですが、自己都合での変更は差額返金できません。なお、振込手数料は各自での負担となります。

■受付期間 = 10月10日(火)～11月20日(月) ※期限厳守

当日消印有効(ネット申し込みは決済が完了していること)。

ただし、定員になり次第締め切りますので早めのお申し込みをお願いします。

■ハーフコースの路順 = ※規制時間は変更になる場合があります



※お問い合わせは、

みまたん霧島パノラママラソン実行委員会 教育課 スポーツ振興係内

☎ : 52-9312、ファクス : 52-9724

E-mail : sports@town.mimata.miyazaki.jp お願いします。

◆「第3回みまた㊦霧島パノラママラソン」ボランティアスタッフを募集します



大会を元気に盛り上げてくれるボランティアスタッフを募集します。過去2回大会では町内外からたくさんのボランティアが集まり、心温まるおもてなしが大変喜ばれました。寒い中、ご協力ありがとうございました。今大会も多く参加者が見込まれますので、大会を支えてくれるボランティアが必要です。大会コンセプトに共感し、一緒に大会を盛り上げてくれる人であれば、年齢・性別は問いませんので、ご協力をお願いします。応募は、次の申込先までご連絡ください。説明会や当日の詳細などは、追って連絡します。

■大会コンセプト＝

本大会を通じて、参加者同士の親睦と融和を図るとともに、友人・親子で走ることができる喜びを共感し、健康維持や明るい町づくりに寄与することを目的とする。

■開催日＝

平成30年1月28日(日) ※雨天決行

■集合・解散予定時刻＝(活動場所異なります)

集合…午前6時45分～7時30分 解散…午後1時ごろ

■会場＝

町立文化会館スタート・ゴール、本部またはコース内

■内容＝

大会本部運営・ランナー誘導・給水所運営など

■支給品＝

軽食・記念品ほか

■申込先＝

教育課スポーツ振興係内

みまた㊦霧島パノラママラソン実行委員会

☎：52-9312、ファクス：52-9724

E-mail：sports@town.mimata.miyazaki.jp

■申込方法＝

★電話・ファクスで申し込む場合

(必須)住所・氏名・電話番号・年齢・性別

(任意)メールアドレス

★メールで申し込む場合

件名：「まらそんボランティア募集」

本文：住所・氏名・電話番号・年齢・性別

■募集期間＝

11月27日(月)まで

※お問い合わせは、

みまたん霧島パノラママラソン実行委員会 教育課 スポーツ振興係内

☎：52-9312、ファクス：52-9724

E-mail：sports@town.mimata.miyazaki.jp お願いします。



◆ 裁判所の不動産競売をご存知ですか？

裁判所では、個人でも参加可能な「不動産競売」を行っています。物件の情報は、裁判所の閲覧室や、裁判所不動産競売物件情報サイト「BIT」で公開していますので、興味のある人はご覧ください。

裁判所不動産競売物件情報サイト「BIT」のアドレス

<http://bit.sikkou.jp/>

※お問い合わせは、

宮崎地方裁判所民事部執行係

☎：0985-68-5135

宮崎地方裁判所都城支部執行係

☎：23-4149 お願いします。

「BIT」とは、Broadcast Information of Tri-set systemの略称で、インターネットを利用して不動産競売物件に関する情報を入手できるシステムです。

◆ 第29回 都城市民登山大会は中止します

10月15日号の回覧に掲載しました、11月12日(日)に開催予定の「都城市民登山大会」は中止となりました。

新燃岳の噴火継続での噴石、降灰、火山ガスに遭遇する危険があることなどから、参加者の安全を配慮しての判断となりました。

※お問い合わせは、

都城山岳会 筒井英夫

☎：52-3537 お願いします。

◆ 平成30年4月からの保育園などの
入園受け付けが始まります

入園希望者は、新規・継続にかかわらず、各園へ早めにお問い合わせください。

退園・転園希望者も早めに各園または福祉課へお知らせください。
申し込みは、次の要領で行ってください。

■ 申込書などの配布日・場所 =

配布日：12月1日（金）から配布します。

場 所：入園希望の保育園・認定こども園・幼稚園

※園が児童数を把握する必要があるため、書類の受け取りは、必ず希望する園でお願いします。

■ 受付期間・提出先 =

受付期間：12月1日（金）～12月22日（金）

提出先：第1希望の園・継続利用する園

※受付期間以降も受け付けますが、期間内に申し込みした人を優先します。

※1号認定の申し込みは、園での内定後に申込書の提出をお願いします。

※1号と2号の併願の場合は、2号認定での受け付けとなります。

※定員の関係上、第1希望に入園できない場合もあります。

※町外の保育園・認定こども園（2号・3号認定）は、新規の入園に制限があります。

■ 認定区分 =

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園・認定こども園
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園・認定こども園

■ 提出書類 =

【新規入園者】

○支給認定申請書兼入園申込書（児童1人につき1部）

○就労証明書（2号・3号認定を申請する人）

※マイナンバーの提示が必要です（「マイナンバーの提示」参照）。

【継続利用者】

○現況届（児童1人につき1部）

○就労証明書（2号・3号認定を申請する人）

追加書類が必要な世帯

①平成29年1月2日以降に町内へ転入した世帯（新規入園者のみ）

○平成29年度所得課税証明書（両親分）

※平成29年1月1日に住民票があった市町村からお取り寄せください。

②ひとり親世帯のうち児童扶養手当を受給しておらず、「母子及び父子家庭医療費受給資格者証」をお持ちでない人（新規・継続利用者全員）

○戸籍謄本

③就労証明書に添付書類が必要な世帯（新規・継続利用者全員）

○世帯の状況に必要な各種添付書類

（手帳、診断書、証書などの写し）

※必要書類の提出がない場合は、入園できませんのでご注意ください。

■ マイナンバーの提示（新規入園者のみ） =

入園申込書に世帯全員（同居家族含む）のマイナンバーの記入が必要です。

また、申込書提出時には、本人確認のため、世帯全員の個人番号カード、または通知カードと保護者の顔写真付き証明書をお持ちください。

■ 面接 =

日程などは、11月15日号回覧、町公式サイトまたは園からお知らせします。

※お問い合わせは、

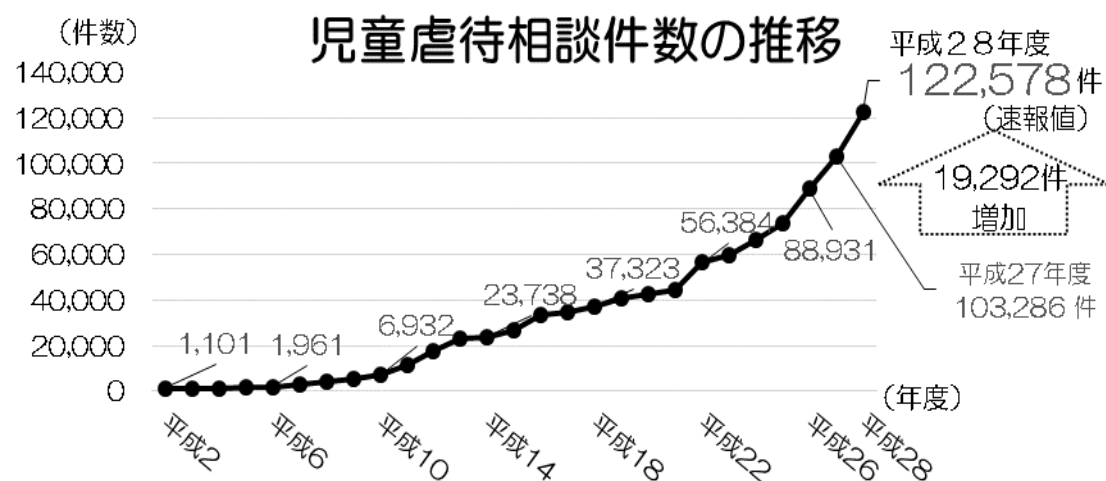
福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）にお願いします。



◆ 11月は児童虐待防止月間です
～いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声～

平成28年度中に、全国210カ所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、12万2,578件（速報値）で、過去最多となりました。集計を始めた平成2年度から26年間連続で増加しており、昨年と比較し、1万9,292件増加しています。



※平成28年度の件数は速報値のため、今後変更する可能性があります。

○主な増加要因

児童虐待相談件数が増加した主な理由については、次のことが挙げられます。

- ・配偶者への暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加した。
- ・児童相談所全国共通ダイヤル（189）の広報や、マスコミ報道などで、児童虐待への意識が高まった。

【相談窓口】～相談・通告はこちら～

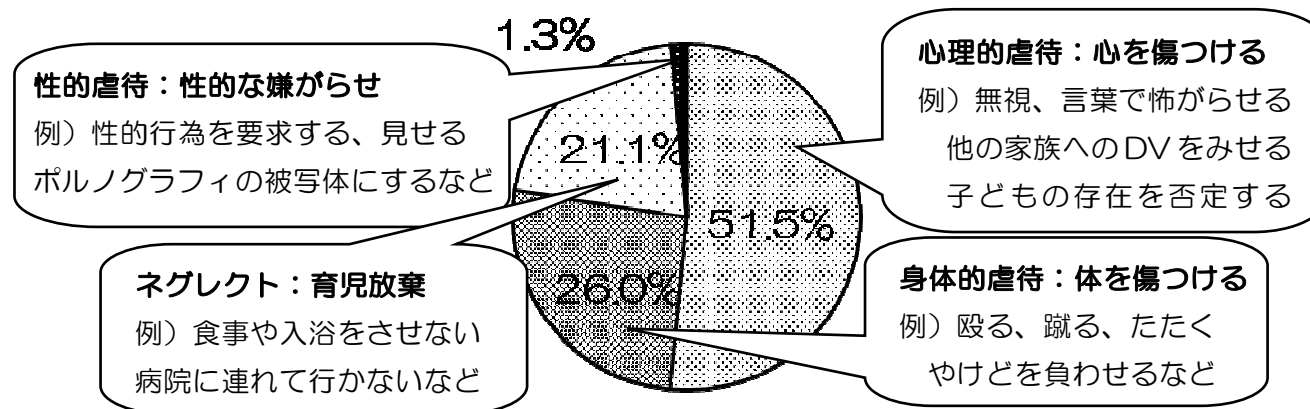
- 町福祉課 児童福祉係 52-9060
 - 都城児童相談所 22-4294
 - 児童相談所 全国共通ダイヤル 189（いちはやく）
- 連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

■児童虐待の内容別割合について

虐待の内容別では、「心理的虐待」が51.5%を占めており、続いて「身体的虐待」が26.0%を占めています。心理的虐待が増加している要因の一つとして、警察からの面前DVの通告件数の増加が挙げられます。

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合があります。

平成28年度 虐待の内容別割合



■虐待を未然に防ぐには

○お父さん、お母さんにできること

さまざまなストレスや不安がきっかけで虐待をしてしまう、それは決して特別なことではありません。同じように悩んでいる人はたくさんいます。一人で抱え込まず、信頼できる人や相談機関へご相談ください。

○周りの人ができること

周りに相談することができずに、ストレスで必要以上に子どもを叱ったり、叩いたりしてしまふことがあります。子どもへの虐待はこのような子育ての不安、家庭の悩みから始まることがよくあります。保護者を責めるだけでは決して虐待の解決にはなりません。周りの人が気付いて声を掛けたり、専門機関へ連絡したりすることによって、子どもだけでなく、虐待をしてしまっている保護者への支援にも繋がります。

～子どもたちを守るために、地域全体で発生予防・早期発見に
取り組みましょう～

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52-9060（直通）をお願いします。



◆「ねんきんネット」でいつでも自分の年金を確認できます

11月30日は「年金の日」です。

厚生労働省では、「国民一人一人、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」と決めました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、自分の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計を考えてみませんか。「ねんきんネット」で、いつでも年金記録を確認できるほか、自分の年金記録を元にさまざまなパターンの年金受給見込額の試算をすることもできます。

「ねんきんネット」を使ってみませんか？

24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンから、インターネットで自分の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできること

- ①年金記録の確認
- ②将来の年金見込額の確認
- ③電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ④日本年金機構から郵送された各種通知書の確認 など



「ねんきんネット」マスコット
ねんきん太郎

※その他、持ち主の分からない年金記録の検索などもできます。

※スマートフォンでは①、②のみ利用可能です。

～登録の方法～

- ・「ねんきんネット」にアクセスして、『ご利用登録』ボタンを押す。
 - ・画面の案内に沿って、アクセスキー（※）、基礎年金番号（年金手帳などに記載してある7桁の番号）、氏名、生年月日、性別、住所などを入力する。
 - ・「ねんきんネット」にログインすれば完了です。
- （※）アクセスキーは「年金定期便」に記載されています。まだ番号を持っていない人は、日本年金機構で新規発行します。

※お問い合わせは、

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
☎：0570-058-555 にお願ひします。



◆ 高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します

インフルエンザに感染しても重症化を防止するためには、ワクチンの接種が大切です。ワクチン接種後、インフルエンザに対する抵抗力がつくまで2週間ほどかかり、効果の持続期間は5カ月とされています。町では、高齢者の予防接種費用を助成していますので、早めの予防接種をお願いします。

項目	内容
接種対象者	町内に住所登録があり、次のいずれかに該当する人 ☆ <u>年齢と住所が確認できるものを持っていきましょ</u> <u>う。</u> ①65歳以上の人（ 接種日に65歳以上の人 ） ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能不全で、日常生活活動が制限される程度の障害がある人。また、ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障害がある人
接種期間	12月31日（日）まで
接種回数	実施期間内に1人1回
接種場所	町や都城市の指定医療機関は次のページの表のとおりです。または、かかりつけ医にご相談ください。（予約が必要な場合がありますのでご確認ください）。
接種料金（個人負担額）	1人1回の助成です。 個人負担金は1,400円です。 （※町が2,800円負担します） ※診察で接種できないと診断された場合、個人負担はありません。

◎接種費助成

生活保護世帯は、無料で接種できます。ただし、接種日当日65歳以上の人です。※町福祉課 社会福祉係で証明書をもたらってください。

◎医療機関は、健康手帳を持っていき予防接種の記録を残しましょう

※接種したら接種済証は必ず保管しておきましょう。

※お問い合わせは、町健康管理センター

☎：52-8481 にお願ひします。



《平成29年度インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧表》

※=予約が必要な医療機関

【期間:10月1日(日)から12月31日(日)まで】

	医療機関名	電話	所在地
1	一心外科医院	52-7788	三股町榊山
2	岩下耳鼻咽喉科	51-1187	三股町榊山
3	※ 江夏整形外科クリニック	51-1122	三股町宮村
4	坂田医院	51-2003	三股町蓼池
5	※ 大悟病院	52-5800	三股町長田
6	※ たけしたこども医院	51-0005	三股町榊山
7	田中隆内科	52-0301	三股町宮村
8	とまり内科外科胃腸科医院	52-1135	三股町稗田
9	長倉医院	52-2109	三股町榊山
10	畠中小児科医院	52-6000	三股町新馬場
11	みしま内科クリニック	51-8100	三股町榊山
12	山下医院	52-1348	三股町榊山
13	あきづき医院	36-0534	上水流町
14	あきと内科胃腸科	46-5500	都原町
15	有川呼吸器内科医院	24-6677	上川東
16	有馬医院	23-2610	上長飯町
17	安藤胃腸科外科医院	39-2226	豊満町
18	※ いき形成外科ひふ科クリニック	45-0020	年見町
19	池之上整形外科	23-2311	上川東
20	いづみ内科医院	22-7111	鷹尾
21	いわよし耳鼻咽喉科クリニック	36-5555	千町
22	宇宿医院	25-9031	栄町
23	輪木循環器内科医院	26-0008	花繰町
24	※ おおくぼクリニック	26-1500	千町
25	大橋クリニック	37-0539	庄内町
26	柏村内科	22-2616	上町
27	※ 仮屋医院	36-0521	上水流町
28	仮屋外科胃腸科医院	25-7712	志比田町
29	川畑医院	46-3225	年見町
30	北原医院	22-4133	北原町
31	共立医院	22-0213	蔵原町
32	久保原田中医院	22-7700	久保原町
33	黒松病院	38-1120	金田町
34	※ 児玉小児科	25-5570	花繰町
35	※ 小牧病院	24-1212	立野町

	医療機関名	電話	所在地
36	坂元医院	22-0360	牟田町
37	※ 三州病院	22-0230	花繰町
38	しげひらクリニック	27-5555	神之山町
39	庄内医院	37-0522	庄内町
40	※ 城南病院	23-2844	大王町
41	※ 城南クリニック	26-3662	大王町
42	※ 都城新生病院	22-0280	志比田町
43	瀬ノ口医院	25-5155	姫城町
44	瀬ノ口内科放射線科医院	25-7780	都原町
45	園田光正内科医院	38-5115	太郎坊町
46	※ たかお浜田医院	22-8818	鷹尾
47	※ たき心療内科クリニック	46-9191	若葉町
48	田口循環器科内科クリニック	24-0600	下川東
49	橋病院(入院患者のみ)	23-7236	中町
50	伊達クリニック	36-7088	牟田町
51	※ 武田産婦人科医院	22-0336	蔵原町
52	※ どいクリニック	22-1825	上東町
53	※ ひかりクリニック都城	26-1820	上長飯町
54	※ 戸嶋病院	22-1437	郡元
55	※ 都北鮫島クリニック	38-6060	都北町
56	富田医院	23-4586	栄町
57	※ 永田病院	23-2863	五十町
58	※ ながはま整形外科	46-7188	都北町
59	西浦病院	25-1119	広原町
60	野口脳神経外科	47-1800	太郎坊町
61	野辺医院	22-0153	上町
62	はしぐち小児科	24-5500	都原町
63	※ 花房泌尿器科医院	25-1177	北原町
64	はまだクリニック	45-2266	祝吉
65	※ 浜田医院	22-1151	牟田町
66	早水公園クリニック	36-6117	早水町
67	※ 速見泌尿器科医院	24-8344	妻ヶ丘町
68	原田医院	26-3330	郡元町
69	福島外科胃腸科医院	38-1633	都北町
70	ふくしまクリニック	46-5001	下川東
71	藤元上町病院	23-4000	上町

	医療機関名	電話	所在地
72	※ 藤元総合病院	25-1313	早鈴町
73	※ 藤元病院	25-1315	早鈴町
74	ベテスダクリニック	22-1700	年見町
75	※ ライフクリニック	39-2525	安久町
76	※ 松山医院	24-1046	上川東
77	※ マドコロ外科医院	22-0138	小松原町
78	※ 丸田病院	23-7060	八幡町
79	まつもと心臓血管外科クリニック	36-8926	東町
80	三嶋内科	24-7171	鷹尾
81	都城フォレスト・クリニック脳神経外科	80-4313	下川東
82	※ 宮永病院	22-2015	松元町
83	宗正病院	22-4380	八幡町
84	村上循環器内科クリニック	25-2700	宮丸町
85	※ メディカルシティ東部病院	22-2240	立野町
86	※ もちお姥原医院	21-5355	養原町
87	もりやま脳神経外科	21-6888	久保原町
88	森山内科・脳神経外科	21-5000	南鷹尾町
89	柳田クリニック	22-4862	東町
90	柳田病院	22-4850	東町
91	※ やの耳鼻咽喉科	27-5222	吉尾町
92	※ 山内小児科医院	22-0048	上町
93	ゆうクリニック	46-6100	広原町
94	横山病院(かかりつけ患者のみ)	22-2806	都島
95	※ よしかわクリニック	23-9384	前田町
96	※ 吉松病院	25-1500	蔵原町
97	※ 西岳診療所	33-1510	高野町
98	大岐医院	57-2025	山之口町
99	志々目医院	57-2004	山之口町
100	政所医院	58-2171	高城町
101	吉見病院	58-2335	高城町
102	吉見クリニック	58-5633	高城町
103	教山内科医院	62-1205	高崎町
104	佐々木医院	62-1103	高崎町
105	隅 病院	62-1100	高崎町
106	海老原内科	64-1211	山田町
107	山路医院	64-3133	山田町

◆ 話の聴き方講座（傾聴講座）の受講者を募集します

「傾聴」とは相手の話を否定することなく、きちんと受け止める「話の聴き方の技術」です。

仕事、家庭や友人関係などのあらゆる場面で活用でき、傾聴を実践する本講座を受講することで、コミュニケーションを豊かにし、人間関係を築いていくことに大変役立ちます。

相談を受けることが多い、コミュニケーションに自信がない、など興味のある人はぜひご参加ください。

■ 日 程 =

以下の日程で、講義・実習などを行いながら傾聴のポイントを学びます。

	日 付	内 容	時 間
1回目	12月7日 (木)	よい聴き手になるために ～傾聴を理解する～ * 専門講師による講義	午後1時30分 ～4時30分
2回目	2月21日 (木)		
3回目	1月11日 (木)	傾聴の実践①	午前10時～正午
4回目	1月18日 (木)	傾聴の実践②	
5回目	1月25日 (木)	まとめ	

■開催場所 = 総合福祉センター 元気の杜

■受講料 = 無料

■参加資格 = 誰でも受講可能

■申込期限 = 11月24日（金）

■申込方法 = 福祉課社会福祉係または町福祉・消費生活相談センターに電話でお申し込みください。

※お問い合わせは、福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9061（直通）

または、町福祉・消費生活相談センター

☎：52-0999 にお申し込みします。



◆ クリスマスのインテリアにいかがですか？
「ハーバリウム教室」の受講生を募集します

教育委員会では、ハーバリウム（観賞用植物標本）教室を次のとおり開催します。参加を希望する人は、教育課にお申し込みください。

○ハーバリウムとは？

ハーバリウムとは、植物標本のことです。
インテリア・ハーバリウムは、乾燥させた花（ドライフラワー）をガラスボトルに入れ、専用のオイルに浸すことによって、みずみずしい状態で花や植物を観賞できる新感覚のインテリア雑貨です。お部屋のインテリアやプレゼントにも大好評です。

○講 師 = ^{みなみなかみち}南中道 えみ 先生

○開催日時 = 12月2日（土）午前10時～正午（2時間）

○受講料金 = 2,250円（講師料・材料費込み）
※教室開催日に徴収します。

○開催場所 = 町中央公民館第1研修室

○募集人員 = 20人（先着順）

※申し込み人数が10人未満の場合は、開催
できません。

○申込期限 = 11月22日（水）

○申し込み方法

中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口
に備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、
教育課生涯学習係（中央公民館内）に直接提出してください。

※お申し込み・お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係

（受付時間 平日 午前8時30分～午後5時）

☎：52-9311、ファクス：52-9724 にお申し込みします。



農林畜産業関連

水田農家の皆さんへ

◆ ブロックローテーション継続のお願い

町では、各地域の代表者で構成される農業振興対策協議会の話し合いの中で、ブロックローテーションを継続して行うことになりましたので、ご協力をお願いします。

なお、

①主食用米に対する交付金（7,500円/10a）は、平成30年産から廃止されます。

②転作作物にかかる交付金は、30年以降も継続されます。
（大豆、飼料作物、甘藷、里芋など）

ブロックローテーションを行う理由

- ・国は平成30年産から生産数量目標の配分（生産調整）を行いませんが、米の需要量が毎年8万トンずつ減少しているため、30年以降も引き続き「生産調整」は必要としていること。
- ・降雨が少ない年は用水不足により、休耕田への用水の確保ができないこと。
- ・休耕田でのWCS（稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料）などの作付けは、隣の田んぼ（野菜など）へのこぼれ水による生育障害の問題などが発生していること。
- ・ブロックローテーションにより空中防除（無人ヘリ）の効率が高められること。
などがあります。皆さんのご協力をお願いします。

ブロックローテーションとは…

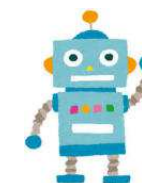
水田の転作作物の生産性を向上させるため、地区全体を複数のブロックに区分して、順次、移動させる集団転作の方法のこと

※お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）
☎：52-9086（直通）をお願いします。

相談

◆ 「おもちゃ病院三股」を開設します



期 日	11月18日（土）毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますのでご了承ください。 ・コンセントからの電気で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。

※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783 をお願いします。



◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします

